

平成30年第6回春日井市議会定例会提出議案

正 誤 表

平成30年第6回春日井市議会定例会提出議案目次

	誤	正
目次	報告第 <u>23</u> 号 報告第 <u>24</u> 号 報告第 <u>25</u> 号	報告第 <u>32</u> 号 報告第 <u>33</u> 号 報告第 <u>34</u> 号
46頁	報告第 <u>23</u> 号	報告第 <u>32</u> 号
48頁	報告第 <u>24</u> 号	報告第 <u>33</u> 号
50頁	報告第 <u>25</u> 号	報告第 <u>34</u> 号

平成30年第6回春日井市議会定例会附属資料

	誤	正
1頁	報告第 <u>23</u> 号 報告第 <u>24</u> 号 報告第 <u>25</u> 号	報告第 <u>32</u> 号 報告第 <u>33</u> 号 報告第 <u>34</u> 号
9頁	報告第 <u>23</u> 号 報告第 <u>24</u> 号 報告第 <u>25</u> 号	報告第 <u>32</u> 号 報告第 <u>33</u> 号 報告第 <u>34</u> 号

## 平成30年第6回春日井市議会定例会提出議案目次

議案番号	議 題	
第97号議案	平成30年度春日井市一般会計補正予算（第4号）……………	1
第98号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	5
第99号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	22
第100号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	24
第101号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について……………	26
第102号議案	春日井市社会福祉施設条例及び春日井市福祉作業所条例の一部を改正する条例について……………	29
第103号議案	春日井市子ども福祉手当条例の一部を改正する条例について……………	32
第104号議案	春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	34
第105号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について……………	37
第106号議案	春日井市勝川駅前公営施設の指定管理者の指定について……………	42
第107号議案	春日井市子どもの家の指定管理者の指定について……………	43
第108号議案	春日井市春日井駅北口自転車等駐車場の指定管理者の指定について……………	44
第109号議案	損害賠償の額の決定について……………	45
報告第32号	訴えの提起の専決処分について……………	46
報告第33号	和解の専決処分について……………	48
報告第34号	和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について……………	50

報告第 32 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

春日井市長 伊 藤 太

番号	管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求 める額	専決処分日
				住所	氏名		
1	春日井 簡易裁 判所	学校給 食費請 求事件	相手方に対し、春 日井市立小学校及 び中学校で供給を 受けた学校給食に 係る未納の学校給 食費の支払を求め る。	■■■■■■■	■■ ■■	円 25,650	平成年月日 30. 7. 5
2				■■■■■■■	■■ ■■	64,815	30. 8. 3

報告第 33 号

和解の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

春日井市長 伊 藤 太

番号	相手方		事件番号	事件名	和解の要旨	専決処分日
	住所	氏名				
1	■■■■■■■■	■■ ■■■	春日井簡易裁判所 平成30年 (ハ)第 227号	学校給食 費請求事 件	相手方は、春日井市立 中学校で供給を受け た学校給食に係る未 納の学校給食費 15,675円の支払義務 があることを認め、平 成30年11月30日限り 一括して支払うこと を約束したので和解 する。	平成年月日 30.11.8
2	■■■■■■■■	■■ ■■■	春日井簡易裁判所 平成30年 (ハ)第 258号	学校給食 費請求事 件	相手方は、春日井市立 小学校及び中学校で 供給を受けた学校給 食に係る未納の学校 給食費64,815円の支 払義務があることを 認め、平成31年1月4 日限り一括して支払 うことを約束したの で和解する。	30.9.27

報告第 34 号

和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、尾張都市計画事業松河戸土地区画整理事業における仮設道路の構造物未撤去に係る和解及び損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

春日井市長 伊 藤 太

番号	相手方		和解の要旨	損害賠償の額	専決処分日
	住所	氏名			
1	■■■■■■■■	■■ ■■	—	円 668,602	平成年月日 30.9.28
2	■■■■■■■■	■■ ■■	—	953,778	30.9.28
3	■■■■■■■■	■■ ■■	市は、未撤去の仮設道路構造物の撤去工事を行う。	109,334	30.9.28
4	■■■■■■■■	■■ ■■	市は、未撤去の仮設道路構造物の撤去工事を行う。	103,352	30.9.28
5	■■■■■■■■	■■ ■■	—	1,193,757	30.9.28
6	■■■■■■■■	■■ ■■	—	78,677	30.9.28
7	■■■■■■■■	■■ ■■	—	922,857	30.9.28
8	■■■■■■■■	■■ ■■	—	212,639	30.9.28
9	■■■■■■■■	■■ ■■	—	1,082,511	30.9.28
10	■■■■■■■■	■■ ■■	—	1,082,511	30.9.28



# 平成30年第6回春日井市議会定例会

## 附属資料

---

### 目 次

I	平成30年第6回春日井市議会定例会提出議案・・・・・・・・・・	1
1	補正予算	
2	条例案	
3	一般議案	
4	報告	
II	条例案の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III	一般議案の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
IV	平成30年度補正予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	8
V	報告の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

# I 平成30年第6回春日井市議会定例会提出議案

## 1 補正予算

第97号議案 平成30年度春日井市一般会計補正予算（第4号）

## 2 条例案

第98号議案 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第99号議案 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第100号議案 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第101号議案 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

第102号議案 春日井市社会福祉施設条例及び春日井市福祉作業所条例の一部を改正する条例について

第103号議案 春日井市子ども福祉手当条例の一部を改正する条例について

第104号議案 春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

第105号議案 春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

## 3 一般議案

第106号議案 春日井市勝川駅前公営施設の指定管理者の指定について

第107号議案 春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

第108号議案 春日井市春日井駅北口自転車等駐車場の指定管理者の指定について

第109号議案 損害賠償の額の決定について

## 4 報告

報告第32号 訴えの提起の専決処分について

報告第33号 和解の専決処分について

報告第34号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

補正予算	1件
条例案	8件
一般議案	4件
<hr/>	
小計	13件
報告	3件
<hr/>	
合計	16件

## V 報告の要旨

### 報告第32号

#### 訴えの提起の専決処分について

### 報告第33号

#### 和解の専決処分について

春日井市立小学校及び中学校における未納の学校給食費の支払について、次のとおり請求し、及び和解したもの

相手方	訴えの提起の要旨	和解の要旨
■■■■■ (■■■■■■■■)	相手方に対し25,650円の支払を求める。	相手方は15,675円の支払義務があることを認め、平成30年11月30日限り一括して支払う。
■■■■■ (■■■■■■■■)	相手方に対し64,815円の支払を求める。	相手方は64,815円の支払義務があることを認め、平成31年1月4日限り一括して支払う。

### 報告第34号

#### 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

尾張都市計画事業松河戸土地区画整理事業において整備した仮設道路の構造物が未撤去であることにより土地の所有者に損害を与えたため、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定したもの

氏名	住所	和解の要旨	損害賠償の額
■■■■■	■■■■■■■■	—	668,602円
■■■■■	■■■■■■■■	—	953,778円
■■■■■	■■■■■■■■	市は、未撤去の仮設道路構造物の撤去工事を行う。	109,334円
■■■■■	■■■■■■■■	市は、未撤去の仮設道路構造物の撤去工事を行う。	103,352円
■■■■■	■■■■■■■■	—	1,193,757円
■■■■■	■■■■■■■■	—	78,677円

■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	—	922,857円
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	—	212,639円
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	—	1,082,511円
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	—	1,082,511円